

No.420

研究所通信

●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>

2020年度定時総会が開催されました。

今年度の総会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、正会員（個人会員）のみご出席をお願いして、感染予防対策をした上で、6月26日にHRCビル5Fホールにて行いました。

ご参加、ご協力くださいました会員の皆様、ありがとうございました。



部落解放同盟中央本部 組坂繁之執行委員長よりオンラインで来賓挨拶



「部落解放・人権奨励賞」受賞式

総会当日の記念講演は中止としましたが、後日会員ページにて掲載する予定です。

〔演題〕

差別禁止法の可能性
～カナダとオーストラリアの経験～

〔講師〕

奈須 祐治さん（西南学院大学）

もくじ

理事からのメッセージ / 北口末広理事	2	書籍のご紹介	10
第4回モニタリング団体ネットワーク会議報告	4	第51回部落解放・人権夏期講座 ご案内	11
「新型コロナ差別を考える」シンポジウム報告	6	解放大学、東京講座 ご案内	12
『部落解放・人権研究奨励賞』受賞コメント	8	第41回人権・同和問題企業啓発講座 ご案内	13
新型コロナウイルス感染症拡大の状況を ふまえた今後の事業方針ほか	9	リレーエッセイ	14
		参加者募集 / 事務局だより	15

理事からのメッセージ

多難な時代に人権研究を加速度的に
高めていこう

理事 北口 末広



新型コロナウイルス感染禍、多くの国々が未曾有の脅威に晒されている。それは多くの国々や地域とともに、多くの分野にも圧倒的な影響を与えている。政治、経済、教育、医療、労働、人権などすべての分野といっても過言ではない。日本国内においてはすべての人びとが生活全般にわたって大きな影響を受けている。「三密」を避けるために外出自粛を要請され、働く人びとの多くも在宅ワーク、テレワーク、リモートワーク等を行っている。世界にこれほど大きな影響を与えた事柄は歴史的にも多くない。経済においてもリーマンショックを超え、1929年の世界大恐慌に匹敵すると指摘されている。

本年2月、当研究所が発行しているヒューマンライツの拙稿「走りながら考える」第222回で「時代の分水嶺を迎えている—戦争・差別か平和・人権か—」を執筆した。その原稿執筆は1月中旬である。そのとき新型コロナウイルス感染がパンデミックになるとは予想さえしていなかった。当時の「時代の分水嶺」という認識は、国内外の政治状況を危惧してである。しかしその後は世界中の報道が新型コロナウイルス感染問題一色になった。こうした意味でも2020年は「時代の分水嶺」になる。

当研究所は新型コロナウイルス感染問題が与える人権状況を危惧して、新型コロナウイルス感染問題と人権について、5月に2回のオンラインシンポジウムを開催した。緊急の開催呼びかけであったにもかかわらず、北海道から沖縄まで160人以上のジャーナリストや研究者、教育者、人権活動家等が参加してくれた。私自身も第六研究部門長として2回のシンポジウムの「まとめ」をさせていただき、多くの学びを深めることができた。とりわけ新型コロナウイルス感染禍で多面的な困難を抱えている人びとの相談に対応している報告をはじめ、すべてのパネラーからは多くの貴重な意見を聞くことができた。

おそらく新型コロナウイルス感染問題は多くの識者も指摘しているように日本を含む世界に今後も重大な影響を与えていくだろう。日本国内でも第2次世界大戦を分水嶺として戦前戦後といわれてきた。同じようにコロナ前とコロナ後といわれるような

状況になるかもしれない。それは新型コロナウイルス感染症と直接かかわる分野だけではない。その他の多くの分野でコロナ前後で大きく変わる可能性がある。例えば働き方も生活の仕方も大きく変化していき、それらが与える派生的な影響も極めて大きなものになるだろう。

多難な時代を生き残るのは強い組織ではない。時代に適応した組織である。当研究所もこれまでの事業を今年は開催手法も含めて大きく見直してきた。これからは新型コロナウイルス感染禍という状況下で新たな人権問題にも対応しなければならないといえる。

いつの時代も人権問題は科学技術の進歩とともにより高度で複雑で重大な問題になると申し上げてきた。同様に社会の変化や進歩とともに人権問題はより高度で複雑で重大な問題になることは自明である。これからも当研究所を支えていただいている個人や企業をはじめとする各組織の皆様には、こうした時代だからこそ部落解放・人権研究所の果たすべき重大な役割を再認識していただき、今後とも強力なご支援をいただければ幸いである。

私がもう一つ危惧しているウイルスについて警鐘をならしいたいと思う。詳細は先に紹介した連載第225回「二つのウイルスの脅威に晒されている人類—新型コロナとコンピューターウイルス—」を参照いただきたい。「マルウェア」と総称されるコンピューターウイルスを使用して、新型コロナウイルス感染禍で厳しい対応を迫られている医療機関にまで攻撃が行われている。マルウェアとは「コンピューターウイルス」や「ワーム」、「トロイの木馬」等である。ウイルスはファイルやプログラムの一部を書き換えて自己増殖し、受信者がウイルスの潜んでいる添付ファイルを開くと感染しデータ等を改ざんする。ワームは単独でコンピューターシステムに入り込み、自己増殖しデータを改ざんする。ネットワークに接続しただけで感染してしまう。トロイの木馬は情報流出事件の多くに悪用されており、外部からコンピューターを遠隔操作されてしまう。これらの被害も甚大なものである。ときには新型コロナウイルスのように間接的に人の命に大きな影響を与える。自身のパソコンがコンピューターウイルスに感染した経験を持つ人も多いだろう。こうしたコンピューターウイルスに代表されるサイバー攻撃も今日の人権問題に大きな影を落としている。それらは個人情報保護に関わる問題だけではない。あらゆる差別・人権問題とも密接に関わっている。

最後にこうした時代をふまえた差別撤廃・人権確立に対する取り組みや理念を加速度的に高めていかない限り人類に明日はないということを強調しておきたい。

報告

第4回モニタリング団体ネットワーク会議
(オンライン開催)

初のオンライン開催

第6研究部門の「ネットと部落差別」研究会が主催する「第4回モニタリング団体ネットワーク会議」を4月24日に開催しました。新型コロナウイルス感染症対策として初めてオンライン方式で実施し、全国13府県、22団体(自治体、解放同盟都府県連等)が参加しました。

谷川代表理事の挨拶のあと、松村元樹理事から昨年度実施した「ネット上の差別書き込みのモニタリング削除依頼の実施状況についてのアンケート調査」の結果の報告が行われました。続いて、各都府県のモニタリング実施状況やネット上の差別情報の課題などについて情報交換しました。

モニタリングの効果と差別の深刻化

モニタリングを実施する自治体等が増えることで削除要請が増え、差別投稿に対する抑止力としての効果があることや、市民からネット被害の相談などを受けるケースも増えていることなど、取り組みの成果も少しずつ明らかになっています。

一方、ネット上の差別が深刻化している状況も報告されました。5ちゃんねる(掲示板)で『みんなで部落を殺そう』というスレッドが立ち、「同和地区と関連する人名一覧」のURLが投稿され、個人名を記載して「射殺してしまえ」という投稿や、被差別部落に「中性子爆弾を落とす」などの部落出身者らの殺害を扇動する悪質な投稿が続いて

おり、警察に相談しても「警察としては動ける範疇ではない」と放置されている状況が報告されました。

新型コロナ差別も対象に

新型コロナの影響で中国人や医療従事者、感染者の個人名や企業名、保育園などの名称をあげて誹謗中傷や差別投稿を行うネット上での人権侵害についても報告され、全国のモニタリング団体に対して、ネット上の新型コロナ差別に関する差別投稿への取り組みを呼びかけていくことを確認しました。

プロバイダ責任制限法の改正

差別投稿の削除要請を行ってもプロバイダが訴訟リスクを恐れて削除しない課題が指摘されています。大阪府は有識者会議の議論を踏まえ、政府に対する要望書をまとめています。そこでは法務局から削除要請を受けてプロバイダが差別投稿を削除した場合、訴訟の責任を免除するというようにプロバイダ責任制限法を改正するという内容です。ただし、法務省に「何を差別とするのか」「どの投稿を削除するのか」の権限を与えることは恣意的な乱用の危険性も指摘されており、政府から独立した第三者機関の設置などについても議論が必要です。今後、研究会でも法整備について議論を深めたいと思います。

(川口 泰司「ネットと部落差別」研究会 事務局)

全国のモニタリング団体への
アンケート調査の結果報告

モニタリング団体への全国調査

「第4回モニタリング団体ネットワーク会議」で、2019年9月から12月に約200のモニタリングを実施している団体を対象に実施した「ネット上の差別書き込みのモニタリング削除依頼の実施状況についてのアンケート調査」の結果を報告した主な内容を紹介いたします。

モニタリングの実施時期は2018年度から急速に増えており、部落差別解消推進法施行後に拡充しています。

モニタリング対象サイトは「爆サイ」「2ちゃんねる」が8割を超え、「5ちゃんねる」は8割弱、Yahoo!知恵袋が約6割となっています。SNSでの差別投稿が増えてきているなか、モニタリング実施範囲は団体が所属する自治体に関する投稿が9割を超えているため、当該自治体に関係する内容かどうか判断しがたいSNSは対象とりにくい状況です。

約5割が削除

差別投稿の削除に関する状況では200団体をまとめてみると2015年度から2019年度にかけて削除依頼をかけた件数が7,706件、削除できた件数が4,291件となっており、削除された割合は55.7%と半数を超えていました。

モニタリング団体が把握したネット上の差別では、動画サイト等への被差別部落情報の公開等アウティング行為にはじまり、掲示板への差別投稿や質問サイトでの差別

助長・誘発投稿などが多くあげられていました。

政府の対策の遅れ

総務省や法務省によるネット上の差別問題解消に向けた取り組みがネット上の差別の動向に与える影響について、政府の取り組みの影響を「感じる」は26.6%、契約約款変更の影響を「感じる」も26.6%、法務省通知により削除が進展したと「思う」は10.6%と効果があるとは言えない結果でした。

これまでの取組成果としては、①自治体が差別解消法を意識しモニタリング事業が広がっている、②モニタリング団体による削除依頼のうち約50%が削除されており、差別や被害の拡大防止に寄与しているなどです。課題としては、①モニタリング実施団体は200程度であり、まだまだ少数であること、②国や政府の取組効果が現れているとは言えないなどです。

今後の課題

今後は、部落差別解消推進法を改正し、差別の禁止規定と差別被害救済規定を盛り込む必要があります。モニタリング団体ネットワーク会議では、①実施団体の増加、②定期的なネット上の部落差別の実態集約、③ネット上の差別解消に向けた教育・啓発等を進めていきます。「ネットと部落差別」研究会では、①削除ガイドラインの作成、②政府への政策提案の検討、③事業者等による自主規制、④サイト管理者との連携、⑤国内外のネット規制の法整備等を研究していく予定です。

(松村 元樹「ネットと部落差別」研究会 事務局)

「新型コロナ差別を考える」シンポジウム 報告

近畿三府県の緊急事態宣言が解除され、東京都をはじめ残る都道府県の緊急事態宣言も解除される見通しとなった5月23日、第1回「新型コロナ差別を考える」シンポジウムを、Web配信ツールZOOMを使ってオンライン開催しました。

6月に山口県で予定されていた第45回部落解放・人権西日本夏期講座が延期となり、世界人権宣言大阪連絡会議の総会は書面決議で行い記念講演は延期を決定、研究所の総会も正会員のみで開催とし、記念講演については研究所ホームページから動画配信するといった状況下で、このまま「自粛」しているだけでなく何か研究所としてやれることはないのかと相談した結果のシンポジウム開催でした。

企画の段階で考えていた新型コロナ差別（新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者など感染リスクの高い人や感染者が所属する学校や企業、集団への不当な区別、排除、制限および攻撃、脅迫、侮辱もしくは他人をそのように扇動する言論）に加え、感染拡大予防対策やさまざまな経済、雇用、教育などの関連対策からの排除にもシンポジウムの視点をあてようとなりました。

こうして第1回の23日に続いて30日、第2回のシンポジウムを開催しました。

第1回は、研究所の理事であり反差別・人権研究所みえの事務局長でもある松村元樹さんからメディアを通じて報道されている差別事例についてご紹介いただき、ハンセン病市民学会の共同代表の内田博文先生、NPO法人日本HIV陽性者ネットワーク・ジャンププラス代表の高久陽介さんから感染症問題の教訓と新型コロナ差別の問題点や課題についてご報告いただきました。

第2回は、八尾市人権協会事務局長の朴洋幸さんから外国人への差別・排外を中心に相談の現場で起こっている問題を、前広島県家庭相談員連絡協議会会長の香渡清則さんから家庭児童相談室で対応した相談事例を通じて起こっている問題を、教育ファシリテーター/Demo代表の武田緑さんから教育の現場で何が起こっているのかを中間支援という立場からそれぞれご報告いただきました。

シンポジウムには北海道から沖縄まで合計350名を超える方々にご参加いただきました。報告や意見をふまえて研究所として政府への政策要望を提出しています。詳しくは研究所ホームページをご参照ください。オンラインによるシンポジウムは研究所としては初めての取り組みであり運営に様々な課題も見つかりました。今後の教訓にしていきたいと思えます。

(谷川 雅彦)

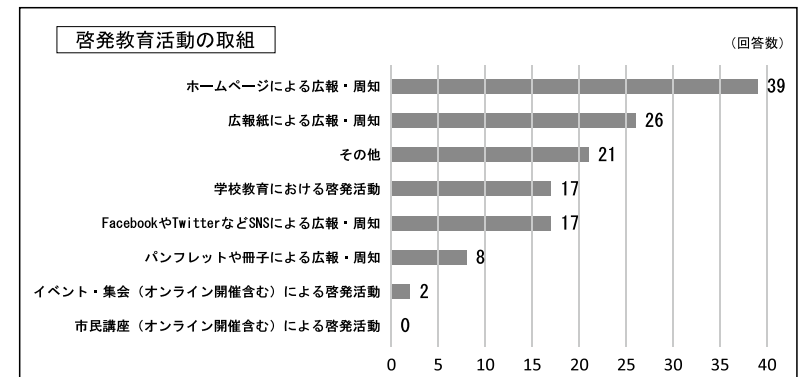
「自治体における新型コロナウイルスに関連する差別や人権問題への対応に関するアンケート」結果

「新型コロナ差別を考える」シンポジウムの開催にあたって、47都道府県を対象にして「自治体における新型コロナウイルスに関連する差別や人権問題への対応に関するアンケート」を急遽実施しました(5月20日～、郵送調査)。メール、FAX、電話で回答を受け付け、40都道府県より回答を得ました(回収率85.1%)。

新型コロナウイルスに関連する差別や人権問題についての相談窓口を「設置している」自治体は26(65.0%)でした。他方で、新型コロナウイルスに関連する差別や人権問題を「集約している」自治体は15(37.5%)にとどまり、「検討している」自治体も1でした。また、相談窓口は設置しているものの、差別事例の集約はしていない自治体が4割(42.3%)にのぼります。相談事例を、相談体制や対応の検討・改善につなげる必要があるでしょう。なお、集約された事例からは、「家族に医療従事者がいることを知った勤務先から理不尽な扱いを受けた」「県外ナンバーであることを理由に施設の利用を断られた」といった深刻な差別被害の実態が明らかになっています。

新型コロナウイルスに関連する差別・偏見や誹謗中傷など、インターネット上の書き込み等を監視・削除要請するモニタリングの取り組みは、「実施している」自治体が7(17.5%)、「実施を検討している」自治体が4(10.0%)と、まだまだ進んでいません。新型コロナウイルスをめぐっても、インターネット上でデマや噂、偏見・差別にもとづく書き込み等が相次いでおり、対応が求められます。一方で、新型コロナウイルスに関連する差別や人権問題を解決するための啓発・教育活動については、いずれの自治体においても何かしら取り組まれており、「新型コロナ差別」の問題が全国の自治体で一定位置づけられていることがわかります。

(棚田 洋平)



※本調査結果の詳細については、当研究所のホームページに掲載しているのであわせてご参照ください。

2020年度『部落解放・人権研究奨励賞』受賞論文決定

『部落解放・人権研究奨励賞』とは

部落問題の解決、様々な社会的差別の解消へむけた調査研究の推進、若手研究者の発掘・育成を目的として、研究所創立50周年を記念し、2019年度に創設したものです。

論文名 **コミュニティ・オーガナイズングによる社会変革の共創
ー高槻富田地区子どもの居場所づくりの取り組みー**

受賞者 **岡本 工介さん** (一般社団法人タウンスペースWAKWAK 業務執行理事兼事務局長)

～受賞者よりコメント～

この度は、部落解放・人権研究所創立50周年記念事業として創設された「部落解放・人権研究奨励賞」の栄誉に預かり、会員の皆様、代表理事をはじめ事務局の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

貴団体におかれましては、私が活動拠点としている高槻富田地区へ「部落解放・人権大学」の現地研修に受講生が例年お越し頂いていることをはじめ、今年度「ソーシャルワークと教育研究会」にも携わらせて頂く予定です。

今回の論文は、私が活動拠点としている高槻富田地区の子どもの居場所づくり事業を中心にまとめました。社会的企業として設立した一般社団法人タウンスペースWAKWAKが中心となり、地域・家庭・学校・行政・大学・企業等多セクターとの協働により社会変革を促していく実践について「コミュニティ・オーガナイズーション」の枠組みを用いまとめています。

昨今の人権施策が置かれている厳しい状況に加え、新型コロナウイルスの感染拡大など社会問題の深刻化がより一層進んでいます。そのような中、長年にわたって先人が培ってきた部落解放運動にとってもパラダイムシフトが必要な時期に差し掛かっていると私は考えています。

この論文では、かつての部落解放運動が主導してきた行政責務の「要求」から団体自らの実践先行による「実践の提示」によって社会変革を促すという新たな運動のあり方を微力ながら提起しました。この実践は、部落解放同盟大阪府連合会が提唱している「一地区一社会的起業」の流れにも通じるものです。

現在、当法人は、子どもの居場所づくり事業をベースにし「未来にわたり住み続けたい町」をキーワードとして大阪北部地震後の市営住宅の建て替えを契機としたコミュニティ全体の再生に着手し始めています。今後、子どもから高齢者、障がい者、外国籍住民に至るまで多様な人たちが「誰一人取り残されない」まちづくりを目指していきます。

むすびになりますが、今回の受賞を励みに今後も邁進するとともに、様々な方々と手を携えながら、研究・実践の往還を図っていきたくと願っております。

重ねまして、この度は本当にありがとうございました。

岡本工介さんの受賞論文は、今秋刊行予定の紀要『部落解放研究』に掲載いたします。



新型コロナウイルス感染症拡大の状況をふまえた 今後の事業方針

新型コロナウイルス感染症拡大の状況をふまえて、7～11月に予定されております事業については下記のとおり対応いたします。

下記の講座はオンラインで行うことになりました。

第51回部落解放・人権夏期講座 詳細は11ページをご覧ください。

第116期部落解放・人権大学、第33回人権啓発東京講座

詳細は12ページをご覧ください。

第41回人権・同和問題企業啓発講座 詳細は13ページをご覧ください。

世界人権宣言大阪連絡会議

第37回総会は、書面決議による開催に変更しました。

6月よりウェブセミナーを開催しています。第2回目を7月17日に開催する予定です。連続学習会の開催は見合わせています。開催が決まりましたらお知らせいたします。

オンラインでの取り組み

新型コロナウイルス問題への対応から、研究所ではオンライン形式でのシンポジウム、ウェブセミナーの開催を行ってきました。

その中で、5月23日、5月30日に開催した「新型コロナ差別を考える」シンポジウムの様子の一部を写真でご紹介いたします。

医療従事者・関係者

- ①夜勤後のタクシー利用を拒否された
- ②プライベートで子どもを連れて人の少ない公園に行つたところ、「〇〇病院にお勧めの方ですよ。こういう時期なので自粛してください」と言われた。
- ③引越し業者から拒否された
- ④地元の住民から「お前のせいで感染が広がるだろう」と言われた
- ⑤なじみの飲食店から来店拒否された
- ⑥保育園から「敷地内に入らないでください」と言われた



▲ 松村元樹さんからは、メディアを通じて報道される差別事例を報告いただきました。

◀ ZOOMの機能を使って、報告者、参加者で意見交換をしました。

「障害者に関わる法施策、教育等の年表冊子」

当研究所の会員で、元中学校教員の今木誠造さん（1988年～98年まで大阪府人権教育協議会研究副部長を務められました）が、長年にわたって様々な媒体等により蓄積してきた情報をまとめた冊子『障害者問題年表』を出版され、当研究所に130部ご寄贈いただきました。

冊子では、1946年から2019年までの、1) 法・施策、2) 大阪府・学校教育、3) 日本と世界の3つのカテゴリーでの動向が年表にまとめられています。



当研究所では、教員の方や障害者問題・人権問題に取り組まれている方のご参考になればとの今木さんのご意向に沿って、冊子を提供させていただきたいと考えております。

ご希望の方は、販売部（TEL06-6581-8619 FAX06-6581-8540）までご連絡ください。

「世界人権宣言大阪連絡会議 連続学習会講演録」 2015-2019発売中!

世界人権宣言大阪連絡会議は、毎月1回開催している国際人権規約連続学習会の講演録を、2015年から毎年1冊の本にまとめています。

さまざまな人権課題の解消に向けて、第一線で取り組む講師の方々による活動の記録です。

2020年3月に2019年版を発行する機会に、今後も多くの方に手にとっていただくために2015～2018年版の価格を見直しました。

5年前の話でも現在に続く課題ばかりです。ぜひお読みください。

各テーマと講師一覧は以下のアドレスでご確認ください。

https://blhri.org/guide/index.php?cat_no=9

お申込み・お問い合わせは、世界人権宣言大阪連絡会議事務局（TEL&FAX06-6581-8705 Email udhr@blhri.org）まで。



2019年版 頒価 1,000円(税込)
2015～2018年版 頒価 500円(税込)
*2020年4月より

第51回部落解放・人権夏期講座 オンライン版のご案内

●日 時 8月19日(水)～8月21日(金)
●参加費 8,000円(3日間の受講料、報告書代 税込み)
●配信ツール ZOOM
●主催 部落解放・人権夏期講座実行委員会
●問合わせ先 部落解放・人権研究所 啓発企画部
TEL 06-6581-8576 FAX 06-6581-8540
Email koyasan@blhri.org

詳細は、部落解放・人権研究所のウェブサイトをご覧ください。

●内 容

8月19日(水) 10:00～17:00(開会式含む)

特別報告「和歌山県における部落差別解消推進条例の動向と課題」部落解放同盟和歌山県連合会
「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の概要 和歌山県企画部人権政策課
「湯浅町部落差別をなくす条例」の運用状況 湯浅町人権推進課

配信Ch1 「ハンセン病家族訴訟判決と差別偏見除去義務」山本 晋平(ハンセン病家族訴訟弁護団 弁護士)
「全国部落調査」復刻版裁判の経緯と争点 中井 雅人(「全国部落調査」復刻版出版差止事件弁護団 弁護士)

配信Ch2 「生きづらさを抱えた人たちのオンラインメディア」武藤 直哉(生きづらきJAPAN 代表)
「困難を抱えた女性支援と法制度」堀 千鶴子(城西国際大学福祉総合学部教授)

8月20日(木) 10:00～17:00

配信Ch1 「部落問題入門 ～激変する社会をふまえて～」北口 末廣(近畿大学人権問題研究所主任教授)
「コロナ禍の今、「誰も取り残さない社会」を考える～障害者差別解消法「見直し」もふまえて～」
松波 めぐみ(大阪市立大学ほか非常勤講師・立命館大学生存学研究所客員研究員)
「NHK Eテレ・バリバラ制作裏話～「悲しい・かわいそう」ではない部落の話」
斉藤 勇城(NHK大阪拠点放送局 バリバラディレクター)

配信Ch2 「認知症とともにによりよく生きる社会を創る」藤田 和子(「(社)日本認知症本人ワーキンググループ」代表理事)、永田 久美子(認知症介護研究・研修東京センター 研究部長)
「SNS法規制を考えるードイツSNS対策法」鈴木 秀美(慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)
「知らなかった! OKINAWA～琉球・沖縄から見た日本～」金城 リンダ(沖縄ナビゲーター)

8月21日(金) 10:00～17:00

配信Ch1 「在日朝鮮人～歴史と現在」水野 直樹(京都大学名誉教授)
「人種差別を禁止する法令について～日本の現状と課題」
文 公輝(NPO法人多民族共生人権教育センター 事務局長)
「部落差別解消推進法」施行4年目の現状と課題 西島 藤彦(部落解放同盟中央本部 書記長)

配信Ch2 「「モニタリング団体実態調査」結果と福山市の取組み」
高橋 雅和(福山市市民局人権・生涯学習課 課長/ネットと部落差別研究会 研究員)
「HIV感染症と人権」高久 陽介(NPO法人日本HIV陽性者ネットワーク・ジャンププラス 代表理事)
映画「インディペンデントリビング」



2020年度 解法大学講座・東京講座 オンライン実施のご案内

当研究所の人権人材育成事業である部落解放・人権大学講座（解法大学第116期）と人権啓発東京講座（第33回）については、新型コロナウイルス問題への対応から、2020年度は、両講座をオンラインで、合同で実施することになりました。

昨年度と同じく、解法大学は全24日間、東京講座は全12日間のプログラムです。東京講座の12日間は合同プログラムとなります。12日間の前半は、例年解法大学で設定している部落問題に関する講座を中心に、後半は、東京講座で設定している様々な差別・人権問題をテーマにした講座で構成しています。

解法大学の後半（第13日目）は、さらに様々な人権問題や、人権相談、人権研修のスキルなどを学ぶとともに、「グループゼミ」にも取り組みます。グループゼミは8人ほどのグループを想定し、プログラム前半で受講した部落問題やさまざまな差別・人権問題についての学びを踏まえて、自らのテーマを設定し、修了レポートの執筆にむけて取り組みます。また、助言者のサポートを受けながら、グループ内で発表し、議論を深めます。

オンラインでの解法大学、東京講座の概要は以下のとおりです。実施要項・プログラム詳細は、当研究所のホームページを参照ください。

■実施期間・定員・受講料

解法大学	2020年8月26日(水)～2021年3月17日(木)	全24日間
	定員 約40人	受講料 253,000円(税込み)
東京講座	2020年8月26日(水)～2020年11月12日(木)	全12日間
	定員 なし	受講料 165,000円(税込み)

※第1回～第12回は合同でのプログラムとなります。

※時間は、各回10:00～17:00です。

■オンライン講座

- ・プログラムで設定された時間帯にオンラインで行います。
- ・web配信ツールZoomを使って、グループ討議や質疑応答など、他の受講生や講師とのやりとりを行います。
- ・オンラインでの受講の要領は受講決定時にお送りします。
- ・各講座とも修了された方には、修了証を発行します。

■申込み締切

解法大学	8月6日(木)	※申込みまたは予約先着順
東京講座	8月16日(日)	

■聴講について

プログラムの一部にどなたでも聴講可能な講座があります。講座1コマ単位での聴講が可能です。聴講料は1コマ3,850円(税込み)です。

※研修等の目的で、複数で一緒に聴講される場合は事務局までご相談ください。

(お問い合わせ・事務局) TEL 06-6581-8596 E-mail kaidai@blhrii.org

第41回人権・同和問題企業啓発講座 オンライン版のご案内

●日時と内容 いずれも13:30～15:00(90分)の講座

第1部	第1回	9月15日(火)	インターネットと人権	松村 元樹
	第2回	9月23日(水)	パワハラの実状と課題	金子 雅臣
	第3回	9月30日(水)	HIV感染症と人権	花井 十伍
第2部	第1回	11月11日(水)	新型コロナとSDGs	三輪 敦子
	第2回	11月18日(水)	LGBTの人々の人権	松岡 宗嗣
	第3回	11月26日(木)	障害者の人権	崔 栄繁

●参加費 第1部・第2部 各部4,000円(税込み、3コマの講座のセット)

●配信ツール ZOOM

●主催 人権・同和問題企業啓発講座実行委員会

●問合わせ先 部落解放・人権研究所 啓発企画部

*詳細は部落解放・人権研究所のウェブサイトをご覧ください。

研究所「会員ページ」掲載中の動画・資料

第49回部落解放・人権夏期講座(2018年8月22日)

- ・「インターネット上の差別問題の現状と解消に向けた取り組み」
津田 大介(ジャーナリスト/メディア・アクティビスト)

第50回部落解放・人権夏期講座(2019年8月21日)

- ・「パワハラ防止策の法制化と課題」
内藤 忍(独立行政法人労働政策研究・研修機構 労使関係部門副主任研究員)
- ・「外国人労働者受け入れと多文化共生社会の実現に向けて」
近藤 敦(名城大学法学部教授)

公開研究会「差別解消条例」研究・交流集会(2019年12月14日)

- ・「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の意義と検討 師岡 康子(弁護士)

第34回人権啓発研究集会全体会(2020年2月26日)

- ・「構造的差別と沖縄の基地」島袋 純(琉球大学教授)
- ・「沖縄の若者たちの生活一ふたつの社会調査から」上間 陽子(琉球大学教授)

「会員ページ」では、過去の講座の映像や研究会の配布資料の提供、遠方で参加できない方も聴講可能な同時配信など様々なコンテンツを随時追加していきます。ぜひ会員ページをチェックしてください！



グリーンキーパー

住んでいる公営団地、約30世帯の自治会長をしている。引っ越してもなく、「抽選で当たりました」とのことで、就任した。それからはや4期8年目を迎えている。

8年間をふりかえって、何が大変だったか。次に引き継ぐ人に伝えるとしたら、「雑草」だと言いたい。

団地の周りには、生け垣や木々が植えられている。それはそれで環境としては大切なものだと思うが、それとともに毎年5月から9月頃にかけて雑草が生い茂る。油断するとあっという間にぼうぼうだ。

はじめは植木ばさみや鎌を使って手作業で刈っていたが、非効率に思えたので、2年目に会長権限で草刈機を導入した。公園などの整備で見かけたことがあったが、使うのは初めてだった。最近は慣れてきたが、毎回のように刃が異物に当たるなどしてヒヤッとする。

今年は新型コロナの関係で家にいることが多く、外に出たい気持ちもあったので、ちょうどいいと思って、例年より早い4月上旬から草刈り作業を頻繁に行ってきた。

今年もその成長ぶりには感心する。生け垣のほうは数年間ほったらかしだったので、電線にとどく勢いで成長し、今年はその剪定から始めた。

5月までにすでに10回を超えたが、毎回、作業のあとも大変で大量の草木が出

て、大きなゴミ袋5~6個を出す。

しかしながら、今年は自分の中で変化を感じている。

まず、草刈機の扱いがだいぶ上手になったということ。素人感はぬぐえないが、散髪で言えば虎刈りのような初期の刈り具合は改善していると感じる。

また、今年は新型コロナの問題で、入居者が集まったの草刈り作業を控えたために、ほとんど一人でやることになったが、環境整備を支えているというか、何かしら団地の人のために役立っているような気分になった。

ほんの少しであるが、あれほど嫌だった草刈り作業が充実感を感じるものになってきた。プロの方に叱られそうだが、これって、趣味のゴルフでいうと、「グリーンキーパー」の意識かなと。

60を前にして、体力的にはかなりきつくなったと今年を感じるが、考え次第では違った意味が見いだせるのかもと思う。

生まれてこのかた緑の少ない大阪の都会の真ん中に住んでいるが、老後は自然豊かな場所に暮らしたいという思いもある。都会に暮らし、忘れがちな自然を感じるものに、草刈り作業はなるのかもしれない。

今年はそのような気づきで草刈りシーズンが始まった。

参加者募集!!

2020.7~10 研究所カレンダー

7/17 世界人権宣言大阪連絡会議ウェブセミナー @オンライン開催

「パンデミックを乗り越えるために～課題と対応と」

三輪敦子さん((特活)関西NGO協議会代表理事/(一財)ヒューライツ大阪所長)

8/19-21 第51回部落解放・人権夏期講座 @オンライン開催

8/26 第116期部落解放・人権大学(～3/17)、

第33回人権啓発東京講座(～11/12) 共同開講式 @オンライン開催

9/15 第41回人権・同和問題企業啓発講座 第1部 第1回 @オンライン開催

9/23 第41回人権・同和問題企業啓発講座 第1部 第2回 @オンライン開催

9/30 第41回人権・同和問題企業啓発講座 第1部 第3回 @オンライン開催

//// 記事の訂正とお詫び //////////////////////////////////////

前号 (No.419 2020年5月1日発行) に掲載しました記事に誤りがありました。

「集会ふれあい記」中に首里城の紹介文中で、「1945年の沖縄戦から消失と復元を繰り返し、」が正しくは「1945年の沖縄戦以前から消失と復元を繰り返し、」となります。

「事務局体制」の今井貴美江職員の名前を誤って「今井喜美江」と記載してしまいました。

「再版案内『ネット上の部落差別と今後の課題』」の記載及び同封の書籍注文書につきまして、執筆者の細見義博様のお名前を誤って、「細身義博」様と記載してしまいました。

細見様を始め関係者の皆さまには、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。



事務局便り

新型コロナウイルスの影響で、さまざまな現場でオンライン化が急激に進んでい

る。大学の授業や、外国にルーツがある子どもの学習支援活動で、私も試行錯誤しながらオンライン化に対峙している。「オンライン=双方向コミュニケーション」と思われがちだが、逆に、一方的にしゃべるのはうってつけのツールであると実感する。「学習者の声をきく」という姿勢があつてこそ、「対話」は成り立つのだということであらためて肝に銘じた。

(TY)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「B 会員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』、「会員ページ」
の閲覧他



研究所通信 420号 2020年7月1日（奇数月1日発行）

発行所（一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhrrr.org>

定価 100円（送料込：会員は会費に含む）

振替口座 大阪 00910-7-96112